平成２２年（フ）第１３３号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川120番地１
債務者　山本　金美
１　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第８８６４号
東京都文京区本駒込３丁目19―８
債務者　稲岡　一司
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１２７号
東京都葛飾区金町４丁目５―４―201
債務者　込山　　洋
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９３号
神奈川県川崎市麻生区東百合丘３丁目20―14―204
債務者　熊崎　直樹
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９４号
東京都杉並区成田東１丁目６―８―206
債務者　土屋　裕樹
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９５号
東京都江戸川区東小松川２丁目11―９―405
債務者　石川　明美
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９６号
東京都足立区扇３丁目９―２―108
債務者　竹森　千晶（旧姓宮崎）
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９３号
東京都府中市小柳町５丁目23番地の23
債務者　小川　新次
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０９４号
東京都府中市小柳町５丁目23番地の23
債務者　小川　文也
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５１号
青森市大字戸山字赤坂78番地123
債務者　奥崎富紀子
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１０号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬２―302
債務者　濱中慎太郎
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２９号
東京都福生市武蔵野台２丁目３番地４ライオンズマンション福生第３―101号室
債務者　太田原祐二
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２３０号
東京都多摩市連光寺３丁目37番地の10
債務者　佐久間かおり
１　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７８号
広島県福山市神辺町大字新湯野43番地３　レオパレスフレンディー207、旧住所広島県福山市神辺町上御領590番地
債務者　脊溝　三補
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５６号
栃木県栃木市野中町470番地10　広栄ハイツ４―102
債務者　大和田洋平
１　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部